

山口大学医学部附属病院利益相反審査委員会規則

(設置)

第1条 山口大学医学部附属病院に、国立大学法人山口大学利益相反・責務相反マネージメント委員会規則（平成17年規則第2号。以下、「規則」という。）第7条の2に規定する人を対象とする医学系研究等に関する利益相反審査委員会として、山口大学医学部附属病院利益相反審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 規則第7条の2第1項に規定する審査に関する事項
- (2) 規則第7条の2第2項に規定する報告に関する事項
- (3) 前2号に係る手続きに関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 医学専攻の基盤医学系の大学教育職員 1名
- (2) 医学専攻の展開医学系の大学教育職員 1名
- (3) 臨床研究センターの専任大学教育職員 1名
- (4) 学術研究部産学連携課長
- (5) 医学部総務課長
- (6) 医学部経営企画課長
- (7) 外部有識者 1名
- (8) その他委員会が必要と認めた者

2 前項第1号から第3号まで及び第8号の委員は、病院運営審議会の議を経て、病院長が任命し、第7号の委員は、病院長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第1号から第3号まで、第7号及び第8号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員会に副委員長を置き、委員の中から委員長が指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。
- 3 委員は、自らの第2条第1号に関する議事には加わることができない。

(委員以外の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、その任期中及び委員でなくなった後も、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

- 2 前項の規定は、前条の規定により委員会に出席を求められた者及び委員会の事務に関与する者についても準用する。

(ワーキンググループ)

第9条 委員会に、ワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループに関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第10条 委員会の事務は、山口大学医学部附属病院臨床研究センターにおいて処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成30年6月1日から施行する。
- 2 この規則施行後、最初に任命される第3条第1項第1号から第3号まで、第7号及び第8号の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず平成32年3月31日までとする。